

**新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会
報告書**

平成30年3月

目 次

1	新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会	・ p 1
2	選定経過	・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
3	評価方法	・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
4	審査経過	・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
5	入札結果	・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
6	講評	・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7

(参考)

「新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会要綱」

1 新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会

新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）に基づき新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、新病院建設工事に係る総合評価落札方式による審査を行った。

（1）審査委員会 委員構成

職名	氏名	役職等
委員長	牛尾 伸吾	島田市副市長
委員	松永 繁樹	静岡県経営管理部理事（営繕担当）
委員	岡本 和彦	東洋大学理工学部建築学科准教授
委員	青山 武	市立島田市民病院副院長
委員	鈴木 将未	島田市市長戦略部長
委員	今村 重則	市立島田市民病院事務部長

（2）委員会要綱第6条第4項の規定により委員会が意見を聞くために出席を求めた者

氏名	役職等
石田 高久	静岡県経営管理部財務局設備課長

2 選定経過

落札者決定までの経過は、以下のとおり。

日程	内容
平成29年 7月12日(水)	第1回審査委員会(入札公告の審議)
9月20日(水)	入札公告
9月21日(木) ～9月25日(月)	入札参加資格に関する質疑受付(38件)
9月29日(金)	入札参加資格に関する質疑回答(38件)
9月21日(木) ～10月3日(火)	入札参加資格確認申請書受付
10月10日(火)	入札参加資格確認通知
10月11日(水) ～10月16日(月)	入札参加資格以外に関する質疑受付(1,854件)
10月23日(月)	入札参加資格以外に関する質疑回答(1,787件)
10月23日(月) ～10月27日(金)	設計図書に関する質疑受付(追加・997件) (質疑受付合計2,889件)
11月6日(月)	設計図書に関する質疑回答(追加・683件) (質疑回答合計2,508件)
10月10日(火) ～11月8日(水)	VE [*] 提案書受付
11月16日(木)	第2回審査委員会(VE提案審査)
11月22日(水)	VE提案採否通知
11月22日(水) ～12月21日(木)	技術資料受付
平成30年 1月24日(水)	第3回審査委員会(技術資料審査)
2月4日(日)	第4回審査委員会(入札参加者プレゼンテーション・ヒアリング、技術資料審査)
2月5日(月)	入札書受付
2月6日(火)	開札(落札決定保留、低入札価格調査対象者の決定)
2月16日(金)	低入札価格調査
2月20日(火)	落札者決定(入札結果の公表)

※VE: Value Engineering の略。「品質を確保しつつコストを縮減する」または「コストを上げずに品質を確保する」方法

3 評価方法

(1) 工事発注基本方針

本工事の発注にあたり、市が示した工事発注における基本方針は次のとおり。

新市立島田市民病院建設事業における工事発注基本方針（抜粋）

平成 29 年 7 月 28 日病院 Web サイト掲載

1 工事発注

新病院建設事業については、本体工事（本体建設、改修、解体、外構）のほか、新病院周辺での関連整備工事（道路改良、水門改修、仮設駐車場整備、配水管更新など）が計画されている。

このうち本体工事については、病院建設という特殊性を踏まえ、現病院を使用しながらの工事において安全かつ着実に工期を厳守し、品質の確保とコストの縮減及び施工体制における責任の明確化を図るため、本体・改修・解体・外構工事は、技術提案評価型総合評価落札方式による一括発注とする。

また、新病院入口道路改良工事などの関連整備事業については、本体工事スケジュールに合わせ適宜発注していくが、地元産業の保護育成の観点から、市内業者の活用を考慮した分離発注とする。

2 入札参加資格

公正かつ自由な競争性の確保の観点から、参加資格要件については、単独又は複数者による特定工事共同企業体のいずれによることも可とする。（なお、広く地元企業の活用を促すため、地元企業との特定工事共同企業体を構成した場合においても、それ自体は総合評価の対象としない。）

3 地元産業の保護育成

新病院建設工事の事業規模に鑑み、地域経済の活性化と地元産業の保護育成に対し最大限の効果を発揮するよう、施工者選定における評価項目に地元活用（地元調達率）を加えることとする。

また、過度の価格競争に対する地元企業保護について、入札参加企業の提案を求め評価することとする。

4 現病院を使用しながらの工事における着実なスケジュールの厳守及び工事品質の確保

安全性を確保しつつ、平成 32 年度の新病院開院、平成 34 年度のグランドオープンというスケジュールを厳守するため、企業及び配置技術者の病院を使用しながらの工事実績を重視し、施工者選定における評価項目に加える。

5 積極的な情報発信及び選定報告会の開催

施工者選定における審査の公平性と透明性の確保を目的として、選定に係る経過は可能な限り適宜 Web サイト等で公表することとする。まず、公告時には詳しい公告文書のほか、発注の内容や選定スケジュール、評価基準などを市民にもわかりやすく概要としてまとめて公表することとする。また、その後の関係者からの質疑応答の内容などについては、市及び病院 Web サイトに掲示する。さらに、審査過程及び選定結果については、とりまとめて報告書を作成し、後日、市民を対象とした報告会を開催する。

(2) 落札方式

本工事は、現病院で診療を続けながら同一敷地内に新たな病院を建設する工事であり、近接工事における安全と療養環境への配慮、病院としての品質・医療機能の確保、軟弱地盤対策など、特有の課題を有している。また、事業規模も大きいため、地元への経済効果が期待されている。

このため、入札価格だけでなく、企業の施工能力や地元活用を含めた技術提案を評価項目とし、総合的に落札者を決定する「総合評価落札方式」による一般競争入札とした。

(3) 評価項目と配点

入札参加要件を満たす場合に標準点 100 点を与え、さらに技術資料及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容に応じて最高 34 点の加算点を与え、その合計を技術評価点とした（表 1 のとおり）。

表 1. 技術評価点の評価項目と配点 (単位：点)

評価項目		配点	備考（評価基準）
(1)企業の施工能力	施工の実績	1.5	過去10年間に完成させた同種工事、病院使用中の工事の実績を評価
	現場管理体制	1.5	効果的であり実現性が高い提案を評価
(2)配置予定技術者の能力	監理技術者の資格	1.5	1級建築士、1級建築施工管理技士を評価
	監理技術者の施工経験	1.5	過去10年間に完成させた同種工事、病院使用中の工事に対し監理技術者、現場代理人として従事した実績を評価
(3)地元活用	地元調達率	5.0	工事請負契約額に対する地元調達率を評価
	下請契約の適正化などの遵守手法	1.0	労働者の福祉の向上と労働災害の防止、市内企業の活用、下請契約の適正化について、着実に遵守するための手法が、効果的であり実効性が高い提案を評価
(4)技術提案	工事目的物の性能・品質の向上に関する技術提案	4.0	効果的であり実現性が高い提案を評価
	施工期間中の病院機能の維持に関する技術提案	4.0	効果的であり実現性が高い提案を評価
	周辺への影響に関する技術提案	4.0	効果的であり実現性が高い提案を評価
	仮設計画に関する技術提案	4.0	効果的であり実現性が高い提案を評価
	工程管理に関する技術提案	4.0	効果的であり実現性が高い提案を評価
(5)プレゼンテーション・ヒアリング		2.0	現場代理人及び監理技術者ともに本工事をよく理解し、説明の内容が的確であり、関係者とのコミュニケーションを適切に行うことができるかを評価
標準点		100.0	入札参加要件を満たす場合に付与する。
合計		134.0	

(4) 評価値の算出方法

総合評価は、技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、係数（1,000,000）を乗じた数値（以下「評価値」という。）により行った。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \{(\text{標準点}) + (\text{加算点})\} \div (\text{入札価格}) \times \text{係数 (1,000,000)} \\ &= \{(\text{技術評価点}) \div (\text{入札価格})\} \times \text{係数 (1,000,000)} \end{aligned}$$

※評価値の計算における入札価格は千円単位とし、千円未満の数値は小数点以下で扱う。

※評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とする。

※同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やす。

(5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とした。

4 審査経過

新病院建設工事施工者選定にあたっては、新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会要綱に基づき新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、平成29年9月20日付けで制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）の公告を行った。

また、審査の公正性を確保するため、審査委員会では入札参加者名を伏せて審査を行った。

（1）第1回審査委員会（平成29年7月12日（水）入札公告の審議）

- ・発注方式、選定日程、参加資格要件、VE提案審査基準、評価項目と配点、落札者決定方法等、入札公告の内容について審議した。

（2）参加資格審査（平成29年10月10日（火）確認通知）

- ・平成29年10月3日（火）に入札参加資格確認申請書の受付を締め切り、7社から申請書の提出があった。
- ・申請書の提出があった応募者に対して、入札公告「1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に沿って要件を確認し、すべての応募者が参加資格を満たしている事を確認した。
- ・入札参加者は次のとおり。審査会では、参加者を任意のアルファベット呼称名で表記し、参加者名を伏せて審査を行った。

入札参加者一覧

呼称名※	入札参加者名称
Q社	大成・鈴与特定建設工事共同企業体
R社	(株)大林組
U社	清水建設(株)
V社	鹿島建設(株)
W社	戸田建設(株)
X社	三井住友・平井・静鉄特定建設工事共同企業体
Y社	(株)竹中工務店

(技術資料審査時の呼称名)

（3）第2回審査委員会（平成29年11月16日（木）VE提案審査）

- ・「品質を確保しつつコストを縮減する」方法について、入札前に参加者からVE (value engineering) 提案を受け付けた。
- ・入札公告「1-7-2 VE提案の審査に関する事項」に沿って提案内容を審査し、採否を決定した。(※提案書は参加者が持つ施工技術等であるため非公表。)

(4) 第3回審査委員会（平成30年1月24日（水）技術資料審査）

- ・入札公告「1-9-1 入札の評価に関する基準」に沿って技術資料を審査した。

(5) 第4回審査委員会（平成30年2月4日（日）プレゼンテーション・ヒアリング）

- ・参加者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを実施した。
- ・技術評価点を選定委員の総意により決定した。

5 入札結果

開札日	平成30年2月6日（火）
予定価格	17,650,000,000円（税抜き） 19,062,000,000円（税込み）
落札者	(株)竹中工務店 静岡営業所
入札金額	14,900,000,000円（税抜き） 16,092,000,000円（税込み）
請負比率	84.4%
技術評価点	131.5点
評価値	8.8255点 = 131.5点 ÷ 14,900,000千円 × 係数1,000,000

※技術評価点及び評価値は、新市立島田市民病院建設工事の入札公告における選定基準に基づいた審査の結果であり、参加者の社会的な評価ではありません。

※入札金額が調査基準価格（予定価格の90%にあたる15,885,000千円）を下回ったため、低入札価格調査を実施。調査の結果、適正な契約履行が見込まれると判断し、(株)竹中工務店を落札者として決定した。

落札者の技術評価点内訳

評価項目（配点）		(株)竹中工務店
		得点
(1)企業の施工能力	施工実績（1.5）	1.5
	現場管理体制（1.5）	1.5
(2)配置予定技術者の能力	監理技術者の資格（1.5）	1.5
	監理技術者の施工経験（1.5）	1.0
(3)地元活用	地元調達率（5.0）	3.0 (調達率30.5%)
	下請契約の適正化などの遵守手法（1.0）	1.0
(4)技術提案	工事目的物の性能・品質の向上に関する技術提案（4.0）	4.0
	施工期間中の病院機能の維持に関する技術提案（4.0）	4.0
	周辺への影響に関する技術提案（4.0）	4.0
	仮設計画に関する技術提案（4.0）	4.0
	工程管理に関する技術提案（4.0）	4.0
(5)プレゼンテーション・ヒアリング（2.0）	2.0	
(6)標準点（100）※入札参加要件を満たす場合に与える。	100.0	
合計（134.0）		131.5

6 講評

(1) 全体講評

今回の入札公告は、病院建設工事について高度な技術力と提案・調整能力、豊富な知識・経験を有し、かつ、限られた予算内での執行や病院経営の観点も含め、適正な建設費で高品質な病院を整備することができる資質を有した施工者の選定を目的として実施した。

現有敷地の限られた範囲及びローコストかつ高品質な病院建設を目的とする難しい条件であったが、示唆に富んだ数多くの提案があった。

各参加者は、豊富な病院建設の施工実績を持ち、かつ、現場管理体制の編成にあたっては、監理技術者を中心とした優秀な人材を配置すると共に、社を上げてのバックアップ体制や積極的な病院職員とのコミュニケーション、建設コスト抑制への提案など、本事業の特徴を深く理解し、本事業に参加しようとする意気込みを十分感じ取れる内容となっていた。

技術的な課題に対する提案については、各社とも与えられた条件を的確に把握し、課題に対して確かな裏付けをもとに、具体的な提案が示されており、総じて水準の高い提案であった。

また、本工事に対しては、市内業者から経済効果が期待されており、これを踏まえ、国が示す総合評価落札方式のガイドラインにはない「地元活用」に関する提案を評価項目に加えた。各社ともこの意図を理解し、市内業者をできる限り活用して地元調達率を上げる努力や、下請契約の適正化などの遵守手法を提案の中で示しており、市内業者の保護育成に努める姿勢がみられた。一方、地元調達率については、工事請負契約額の8%～50%と各社にばらつきも見られ、この差が結果的に各社の技術評価点の差となった。

(2) 個別講評

落札者：(株)竹中工務店

落札者となった(株)竹中工務店は、本事業の厳しい財政的制約をはじめ、軟弱地盤対策、現病院と同一敷地内工事における安全対策と療養環境への配慮、インフラ切替時の安全性の確保など、本工事の課題を十分に理解し効果的で現実的な技術提案を行った。

具体的には、軟弱地盤での杭基礎工法における施工品質の確保手法や、盛土用山留めの合理化、基礎躯体の合理化などの提案が各委員から高く評価された。

また、作業員の駐車場や、環境影響調査の提案などから、周辺環境に配慮した取り組み姿勢が感じられた。

地元活用についても、工事請負契約額の30.5%を市内業者に発注する提案がなされているだけでなく、市内業者の保護育成の観点からは、下請契約の適正化のほか、休日の確保や、市内建設業者のPRの提案などがなされ、幅広い提案が評価された。

プレゼンテーション・ヒアリングでは、予定された現場代理人と管理技術者が

ら、当院の課題を良く理解した上での提案説明と、質問に対する積極的な受け答えがなされ、積極性、意見集約力、コミュニケーション能力、コスト縮減に対する姿勢などが高く評価された。

本工事の技術的課題に対する理解度、効果的で具体的な技術提案、堅実な地元活用に関する提案、ヒアリングにおけるコミュニケーション能力など、総じて各委員から高い評価を受けた結果となった。

最後に、本入札に参加いただいた各社におかれましては、貴重な時間と労力を費やしていただき、感謝いたします。

平成 30 年 3 月

新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会
委員長（島田市副市長） 牛尾 伸吾

新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会要綱

(設置)

第1条 新市立島田市民病院建設工事の施工者を地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札により厳正かつ公平に選定するため、新市立島田市民病院建設工事施工者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施工者決定基準に関すること。
- (2) 施工者の決定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札による施工者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、病院事業の管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 副市長
- (3) 市長戦略部長
- (4) 副院長
- (5) 事務部長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から新市立島田市民病院建設工事の契約の締結の日までとする

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により議事を決定することができる。

6 審査委員会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院事務部病院建設推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、新市立島田市民病院建設工事の契約の締結の日に、その効力を失う。

3 委員又は委員であった者の職務上知り得た秘密については、第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。